

入札説明書

令和6年5月10日公告の「令和6年度群馬県企業局所管施設等航空写真撮影業務(その1)」に係る一般競争入札については、関係法令の定めによるほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年5月10日

2 入札説明書に関する質問受付期間及び場所

①受付期間

令和6年5月10日(金)から令和6年5月14日(火)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

②受付場所

〒371-8570
群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県企業局経営戦略課
電話 027-226-3915 (ダイヤルイン)

3 入札に付する事項

(1) 業務委託の名称

令和6年度 群馬県企業局所管施設等航空写真撮影業務(その1)

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年7月26日まで

(4) 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格の要件

この公告に入札参加できる者は、群馬県の令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「物件等資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第170条第2項又は群馬県企業局財務規程(昭和39年企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第132条の32第3項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。

(3) 物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続き開始の申し立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 物件等資格者名簿において等級区分がAの者であること。

5 入札参加資格の確認

(1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、

次に従い、入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

① 提出期間

令和6年5月10日（金）から令和6年5月16日（木）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

② 提出場所

〒371-8570

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県企業局経営戦略課

③ その他

申請書及び資料は、原則として、持参又は郵送により提出するものとし、電送による場合は、入札執行までに本書を提出すること。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和6年5月20日（月）までに通知する。（電送による通知）

(3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨を通知する。

(4) その他

① 提出期限日以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

② 提出された書類は、返却しない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

① 提出期間

令和6年5月20日（月）から令和6年5月23日（木）まで

② 提出場所

〒371-8570

群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県企業局経営戦略課

(2) 説明を求められたときは、令和6年5月27日（月）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行の日時

令和6年5月28日（火）午後1時30分から

(2) 入札執行の場所

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県庁28階 企業局第2会議室

(3) その他

競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札

参加資格確認通知書) 又はその写しを持参すること。

8 入札方法等

(1) 入札の方法

入札者又はその代理人の直接持参による入札。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札書に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を入札時に提出すること。

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則、群馬県企業局財務規程の規定を守ること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満に端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた入札書に記載すること。

(5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(6) 第 1 回の入札において落札者がいないときは、第 2 回目の入札を行うことがある。2 回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 開札

開札は、7 に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

① 入札に参加する資格を有しない者の入札

② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札

③ 入札者が同一の入札について、2 以上の入札書を提出したとき。

④ 入札に際し、不正の行為があったとき。

⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。

⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

13 落札者の決定方法

財務規程第 132 条の 9 の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 契約書の作成

別紙契約書案により契約書を作成するものとする。

15 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。